証券コード　3066
平成28年６月９日

株　主　各　位

名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地
株式会社 JBイレブン
代表取締役社長　新　美　　司

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　この度の熊本地震で被災された皆様に心よりお見舞い申しあげます。
　さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月24日（金曜日）営業時間終了時（午後６時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月27日(月曜日）午前10時
２．場　　所　　名古屋市南区東又兵ヱ町五丁目１番地の16
　　日本ガイシフォーラム２階レセプションホール
　　（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。）
３．目的事項
　　報告事項
　　１．第35期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第35期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件
　　決議事項
　　第１号議案　定款一部変更の件
　　第２号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）６名選任の件
　　第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　　第４号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件
　　第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額決定の件
　　第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎当日当社役職員は、ノーネクタイの軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申しあげます。
◎株主総会終了後、株主の皆様との対話をいたしたく、懇親試食会の場を設けておりますのでお気軽にご出席いただきご意見などを賜りたいと存じます。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.jb11.co.jp/)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業経過および成果

（当社は、平成26年10月１日をもって、当社の運営する主要な事業を、会社分割(簡易新設分割)により新たに設立した100％出資の子会社「ＪＢレストラン株式会社」および「桶狭間フーズ株式会社」に承継させ、持株会社体制へと移行しており、これに伴い平成27年３月期第３四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成していますが、以下記載の前年同期比については、当社前年同期間に該当する、会社分割前の平成26年４月１日から同９月30日までに、分割後の同年10月１日から平成27年３月31日までの業績を加算したものとの比較を、参考として記載しています。）

当連結会計年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）の経済概況は、好調な北米経済が牽引する中、国内ではインバウンド消費などもあり、求人難も進行しましたが、秋口からは中国経済の急減速、米国の利上げ、国内株価の下落等を背景に、消費に陰りがみられました。

外食産業全般では、パート・アルバイト時給が大幅に上昇する一方、原油価格下落を受けエネルギーコストも下落しました。また、高単価業態への支持回復や、売価見直し等による客単価上昇もみられましたが、顧客の価格重視傾向も根強く、価値を見極める選択消費やオーバーストアにより、企業間競争は引き続き厳しいまま推移しました。

このような環境下で当社グループは、当連結会計年度中に４店舗（埼玉県１店舗、愛知県２店舗、広島県１店舗）を新規に出店しましたが、このうち愛知県下への１店舗は、これまでは店舗が無かった同県東三河エリアへの初出店となりました。また新規出店の他に４店舗の業態転換を実施し、７店舗でリニューアル改装を実施する一方、契約期間満了により１店舗を退店しました。

これらの結果、当連結会計年度末のグループ店舗数は83店舗（前期末比３店舗の増加）となりました。

営業面では、業態イノベーションとして派生業態の開発や、立地再評価による業態の見直しを進めるとともに、引き続き商品・サービス・設備等の改善を進め、労務管理の徹底等も含め、営業運営体制の強化を図りました。これらの結果、既存店売上高は前期比104.4％となり、４期連続で既存店が増収となりました。

原価面では、一部食材価格が高値で推移しましたが、製造時のエネルギーコスト低減と売上高規模の拡大による効率改善で相殺され、売上原価率は前年同期とほぼ同率となりました。

また、販売費及び一般管理費については、求人費等が増加した一方で、売上高に対するエネルギーコストが前年同期比0.9ポイントもの大幅な負担低減となったこと等で、全体では同1.1ポイント低下しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、6,654百万円（前期比8.4％の増収）となりました。

利益面では、総じて既存店売上高の伸びとエネルギーコスト低減が貢献し、営業利益195百万円（同74.4％の増益）、経常利益181百万円（同88.6％の増益）となりました。

また、特別損失として、契約期間満了による退店を見込んだ３店舗および将来に向け投資の収益性を評価したことにより資産価値を減じた２店舗に対する減損損失84百万円、業態転換を含む11店舗のリニューアル改装等に伴う固定資産除却損９百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は42百万円（同37.2％の増益）となりました。

部門別の状況は、次のとおりです。

（クイックサービス部門）

当部門は、「一刻魁堂」業態、およびその派生業態の「一刻魁堂/真一刻」であり、当連結会計年度中に「一刻魁堂」２店舗（尾張旭南栄店・豊川インター店）を新規に出店し、１店舗（イオンモール鶴見緑地店）を「ロンフーダイニング」（カジュアルサービス部門）から「一刻魁堂/真一刻」へと業態転換しました。また、「一刻魁堂」６店舗（小牧下末店・弥富店・緑店・安城店・垂井店・尾張旭店）でリニューアル改装を実施しました。

これらの結果、当連結会計年度末の当部門の店舗数は61店舗（前期末比２店舗の増加）となり、内訳として、「一刻魁堂」58店舗（同１店舗の増加）、および「一刻魁堂/真一刻」３店舗(同１店舗の増加)となりました。

商品面では、夏の「うな丼」等に続き、新開発の季節商品「一刻油そば」、冬季限定の人気商品「チーズがけ/野菜みそバター」が販売数を伸ばしました。また、ディナー時間帯の強化策として、同時間帯の限定メニュー「濃厚一刻こってりしょうゆ」、「大判/羽付きギョーザ」に加え、おつまみメニューのバリエーションも増やしました。その結果、販売促進策との相乗効果もあり、同時間帯の客数が大幅な伸びを記録しました。

サービス面では「サービスマイスター制度」の推進に加え、パート・アルバイトを対象とした「トレーナー認定制度」を導入し、サービスのレベルアップを図りつつ、「ギョーザ販売コンテスト」等で店舗セールス力の底上げを行いました。

以上の結果、当部門の既存店売上高は、全ての月が前年同月比で100％を超え、通期では前期比106.1％となり、客数も同104.3％となりました。なお、月次の既存店売上高は、平成25年10月より期間の終わりまで30か月連続して、前年同月を上回りました。

また、新店を含めた部門合計の売上高は4,785百万円となり、前期比8.1％の増収となりました。

（カジュアルサービス部門）

当部門は、「ロンフーダイニング」業態のみでありましたが、当連結会計年度中に、ロンフーダイニングの派生業態として「LONG - hu BISTRO（ロンフービストロ）」を新たに開発しました。

当連結会計年度中の新規出店は、「ロンフーダイニング」２店舗（イオンレイクタウン越谷店・イオンモール広島府中店）であり、両店ともにフードコートタイプで出店しました。新開発の「LONG - hu BISTRO」については、２店舗（モゾワンダーシティ名古屋店・丸の内オアゾ店）を「ロンフーダイニング」から業態転換しました。また、１店舗（イオンモール橿原店）を「一刻魁堂」（クイックサービス部門）から「ロンフーダイニング」へと業態転換するとともに、１店舗（ららぽーと磐田店）でリニューアル改装を実施する一方、１店舗（イオンモール京都五条店）を契約期間満了により退店しました。

これらの結果、当連結会計年度末の当部門の店舗数は22店舗（前期末比１店舗の増加）となりました。内訳として、「ロンフーダイニング」20店舗（同１店舗の減少）、および「LONG - hu BISTRO」２店舗（同２店舗の増加）となりました。

「LONG - hu BISTRO」は、「ロンフーダイニング」の良さを深耕した業態を目指し、店舗デザインおよびサービススタイル等を一新させつつ、「ロンフーダイニング」の強みでもある「石鍋麻婆豆腐」を一段と前面に打ち出し、一品メニューのバリエーションも増やしたメニュー構成として、新たに開発しました。

商品面では、ソフトドリンクに「ブラックタピオカ入りマンゴージュース」等のプレミアムカテゴリーを新規に導入し、デザートでも「ベルギー産チョコレートと苺の杏仁」等、女性目線と高品質を意識した商品開発を推進しました。季節商品としては、資本業務提携先のグルメ杵屋社が統制した新品種のナス「マー坊」、およびトウガラシの一種「福耳」を共同使用した商品を販売し、また「フカヒレあんかけ/槍烏賊と海老の海鮮チャーハン」等、高付加価値商品の開発販売を推進しました。

以上の結果、当部門の既存店売上高は、意識的な高品質･高単価政策も影響し、残念ながら前期比98.9％となり、客数も同95.5％となりました。

また、新店も含めた部門合計の売上高は1,793百万円となり、前期比10.2％の増収となりました。

部門別売上高

区　　分	売　上　高	構　成　比
クイックサービス部門	4,785百万円	71.9％
カジュアルサービス部門	1,793百万円	27.0％
そ　の　他	75百万円	1.1％
合　　計	6,654百万円	100.0％

②　設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は204百万円で、その主なものは次のとおりであります。

(a)　当連結会計年度中の新規出店　（４店舗）

クイックサービス部門	一刻魁堂	尾張旭南栄店
		豊川インター店
カジュアルサービス部門	ロンフーダイニング	イオンレイクタウン越谷店
		イオンモール広島府中店

(b)　当連結会計年度中の業態転換店　（４店舗）

クイックサービス部門	一刻魁堂/真一刻	イオンモール鶴見緑地店
カジュアルサービス部門	ロンフーダイニング	イオンモール橿原店
	LONG - hu BISTRO（ロンフービストロ）	モゾワンダーシティ名古屋店
		丸の内オアゾ店

(c)　当連結会計年度中の既存店リニューアル（７店舗）

クイックサービス部門	一刻魁堂	小牧下末店
		弥富店
		緑店
		安城店
		垂井店
		尾張旭店
カジュアルサービス部門	ロンフーダイニング	ららぽーと磐田店

(d)　当連結会計年度中のその他の設備投資

名古屋センター	衛生設備および生産設備増強等
有松工場	生産設備増強等

③　資金調達の状況

主として設備の新設、改装等および借入金返済に充当するため、金融機関より長期借入金９億円の資金調達をいたしました。

④　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区　　分	第 32 期 (平成25年３月期)	第 33 期 (平成26年３月期)	第 34 期 (平成27年３月期)	第 35 期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
売　　上　　高(千円)	－	－	6,139,966	6,654,952
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	－	－	30,914	42,403
１株当たり当期純利益（円）	－	－	8.81	12.09
総　　資　　産(千円)	－	－	4,377,958	4,322,293
純　　資　　産(千円)	－	－	1,119,952	1,150,141
１株当たり純資産額（円）	－	－	319.15	327.79

（注）平成26年10月１日付で持株会社体制へ移行したことに伴い、前連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第33期以前の状況は記載しておりません。

② 当社の財産および損益の状況

区　　分	第 32 期 (平成25年３月期)	第 33 期 (平成26年３月期)	第 34 期 (平成27年３月期)	第 35 期 (当事業年度) (平成28年３月期)
売　　上　　高(千円)	5,359,358	5,778,900	3,765,553	1,649,055
当　期　純　利　益(千円)	20,494	22,448	20,350	43,634
１株当たり当期純利益（円）	12.30	6.64	5.80	12.44
総　　資　　産(千円)	3,940,544	3,999,453	4,997,190	4,176,382
純　　資　　産(千円)	1,000,243	1,080,052	1,109,388	1,140,808
１株当たり純資産額（円）	600.12	307.76	316.14	325.13

（注）平成26年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第33期の１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額につきましては、第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ＪＢレストラン株式会社	8,000千円	100.0%	飲食店の店舗運営
桶狭間フーズ株式会社	8,000千円	100.0%	食材の製造販売

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、次の各項目を重要施策として取り組み、収益力の向上ならびに財務体質の改善を進めていきます。

① グループとしてのコーポレートガバナンスの強化に取り組み、今後の健全な成長、機動的な業務執行による競争力および効率性の向上を図るとともに、次世代経営者の育成を図る。

② 商品力の向上とともに、組織力およびオペレーション力の強化により、１店舗当たりの平均月商を高める。

③ 業態のブランド価値を高めるべく、時代の流れを的確に捉え絶え間ない業態イノベーションを図りつつ、既存店舗に対しても適時適切な設備投資を継続実行し陳腐化を防止するとともに、顧客目線で店舗営業状態を常に向上させる。

④ 財務規律を重視しつつ、出店エリアを守りながら着実な新規出店に努める。

⑤ 名古屋センターならびに有松工場の生産管理はもとより、食材産地にまでさかのぼった品質管理体制を構築し、競争力の高い商品力を提供するとともに、外部販売も強化する。

⑥ ＩＴ投資も含め、内部管理体制の一層の強化を図り、業務の効率化を進めるとともに、事故を未然に防止する体制を構築していく。

⑦ 環境変化に即した人事労務管理制度の拡充を図り、女性活躍の推進も重点課題とし、人材の育成および労働力の安定確保をする。

⑧　理念の共有および部門別採算制度を社内の隅々にまで徹底させることにより、全員参加による経営を実現し、働きがいの創造と、収益性向上を図る。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループの主要事業は、ラーメン飲食店、中華料理飲食店の直営店の経営および食材の製造・加工を行っており、一部を外部に販売しております。

事　業　区　分	業　態　区　分
クイックサービス部門	「一刻魁堂」「一刻魁堂/真一刻」
カジュアルサービス部門	「ロンフーダイニング」「LONG - hu BISTRO（ロンフービストロ）」

(6) 主要な営業所および工場（平成28年３月31日現在）

①　当社

本　　社　名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

②　ＪＢレストラン株式会社

本　　社　名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

営業店舗

業態別	店舗数	都道府県別
一刻魁堂	58	埼玉県１店 千葉県２店 岐阜県９店 静岡県４店 愛知県35店 三重県４店 兵庫県１店 奈良県１店 広島県１店
一刻魁堂／真一刻	3	愛知県１店 三重県１店 大阪府１店
ロンフーダイニング	20	埼玉県１店 東京都３店 静岡県１店 愛知県３店 大阪府３店 兵庫県１店 奈良県１店 岡山県１店 広島県２店 福岡県４店
LONG - hu BISTRO	2	東京都１店 愛知県１店

③　桶狭間フーズ株式会社

本　　社　名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地
名古屋センター　名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地
有　松　工　場　名古屋市緑区野末町405番地

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
195(707) 名	△7(53) 名

（注）使用人数は就業員数であり、パート・アルバイト等は（　）内に年間の平均人員を外数（１日８時間換算人数）で記載しております。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均勤続年数
15(10) 名	0(1) 名	6.8年

（注）１．使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除いております。）であり、パート・アルバイト等は（　）内に年間の平均人員を外数（１日８時間換算人数）で記載しております。
２．平均勤続年数の数値には、パート・アルバイト等の数値は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	890,811千円
三井住友信託銀行株式会社	545,060
株式会社みずほ銀行	200,014
株式会社三重銀行	174,257
株式会社京都銀行	147,541

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況（平成28年３月31日現在）

(1) 株式の状況

①　発行可能株式総数　　7,280,000株

②　発行済株式の総数　　3,508,200株（自己株式958株を含む）

③　株主数　　3,164名

④　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
新美　司	541,800株	15.45%
椋本充士	345,600株	9.85%
株式会社グルメ杵屋	271,600株	7.74%
尾家産業株式会社	176,800株	5.04%
有限会社エヌアイエムホールディングス	125,004株	3.56%
ＪＢイレブン社員持株会	108,260株	3.09%
アリアケジャパン株式会社	98,800株	2.82%
新美さよ子	93,520株	2.67%
サッポロビール株式会社	84,000株	2.40%
株式会社折兼	82,000株	2.34%

（注）持株比率は自己株式（958株）を控除し、小数点第３位以下を四捨五入して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

３．会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	新美　司	
常務取締役	永江修哉	店舗開発部・人事部担当
取締役	伊藤真一	総務部・経理部・経営管理部担当 総務部長 ＪＢレストラン株式会社取締役 桶狭間フーズ株式会社取締役
取締役	亀岡巧	商品部担当
取締役	福島寿雄	営業推進部担当 営業推進部長 ＪＢレストラン株式会社代表取締役社長
取締役	椋本充士	株式会社グルメ杵屋代表取締役社長 社会福祉法人ジー・ケー社会貢献会理事長 株式会社エイエイエスケータリング取締役会長 大阪木津市場株式会社取締役 株式会社神明ホールディング取締役
取締役	寺岡成晃	株式会社グルメ杵屋取締役 株式会社アサヒケータリング取締役 日本食糧卸株式会社取締役
常勤監査役	伊藤眞一郎	
監査役	木村元泰	公認会計士・税理士 木村元泰会計事務所代表
監査役	岩瀬余止秀	株式会社グルメ杵屋常勤監査役 株式会社エイエイエスケータリング監査役

（注）１．取締役椋本充士氏および寺岡成晃氏は、社外取締役であります。

２．当社は社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、それぞれ、法令が定める額を限度としております。

３．取締役椋本充士氏および寺岡成晃氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

４．監査役木村元泰氏および岩瀬余止秀氏は、社外監査役であります。

５．監査役木村元泰氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
６．監査役木村元泰氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支　給　額	摘　　要
取　締　役	７名	54,195千円	うち社外２名　1,200千円
監　査　役	３名	4,920千円	うち社外２名　1,800千円
合　　計	10名	59,115千円	うち社外４名　3,000千円

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成８年８月30日開催の当社株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
２．監査役の報酬限度額は、平成８年８月30日開催の当社株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

①　当事業年度における主な活動状況

	取締役会（全14回開催）	
	出　席　回　数	出　席　率
椋　本　充　士	13回	92.9％
寺　岡　成　晃	13回	92.9％
木　村　元　泰	14回	100.0％
岩　瀬　余止秀	14回	100.0％

（注）１．取締役椋本充士氏は、飲食業全般の経験および経営者の観点から適宜発言を行っております。
２．取締役寺岡成晃氏は、飲食業全般の経験および経営者の観点から適宜発言を行っております。
３．監査役木村元泰氏は、公認会計士・税理士としての専門的見地から適宜意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
４．監査役岩瀬余止秀氏は、飲食業全般の経験から適宜意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

	監査役会（全12回開催）	
	出　席　回　数	出　席　率
木　村　元　泰	12回	100.0%
岩　瀬　余止秀	12回	100.0%

（注）１．監査役木村元泰氏は、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

２．監査役岩瀬余止秀氏は、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

②　他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役椋本充士氏は、株式会社グルメ杵屋の代表取締役社長、社会福祉法人ジー・ケー社会貢献会理事長、株式会社エイエイエスケータリング取締役会長、大阪木津市場株式会社取締役および株式会社神明ホールディング取締役であります。株式会社グルメ杵屋は当社の大株主であり、当社との間で資本業務提携を行っております。当社とその他の兼職先との間には、特別の関係はありません。

・取締役寺岡成晃氏は、株式会社グルメ杵屋の取締役、株式会社アサヒケータリング取締役および日本食糧卸株式会社取締役であります。株式会社グルメ杵屋は当社の大株主であり、当社との間で資本業務提携を行っております。当社と株式会社アサヒケータリングおよび日本食糧卸株式会社の間には、商品仕入等の取引関係があります。

・監査役木村元泰氏は、木村元泰会計事務所代表を兼務しておりますが、当社と同会計事務所との間に重要な取引関係はありません。

・監査役岩瀬余止秀氏は、株式会社グルメ杵屋の常勤監査役および株式会社エイエイエスケータリング監査役であります。株式会社グルメ杵屋は当社の大株主であり、当社との間で資本業務提携を行っております。当社と株式会社エイエイエスケータリングとの間には、特別の関係はありません。

４．会計監査人の状況

(1) 名称　　桜橋監査法人

(2) 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	10,800千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	10,800千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意をしております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

５．会社の体制および方針

⑴ 業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

１．当社および子会社の取締役および使用人が法令・定款を遵守し、倫理観を持ち行動することができるよう倫理綱領ならびにコンプライアンス規程を定め、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。

２．内部統制および企業倫理の責任体制を明確化するため、当社の常勤取締役、常勤監査役および全部室長ならびに子会社の代表取締役で構成するコンプライアンス委員会を設置し、当委員会を通じて当社および子会社にわたるコンプライアンスの醸成に努めるとともに、リスクマネジメントを図る。

３．当社は、社外取締役および社外監査役を選任し、取締役の職務の執行について法令・定款に適合することを監視する。

４．内部監査を定期的に実施し、法令・定款および当社ならびに子会社の規程に準拠し業務が適正に行われているか監査を実施する。内部監査は、当社の代表取締役直属の内部監査室を設置し、専任体制により、当社および子会社を対象に計画的に実施し、監査結果は当社の代表取締役へ報告するとともに、子会社を含む被監査部署の改善事項の進捗状況も報告する。

５．コンプライアンス規程内に内部通報制度を制定し、当社および子会社の通報・相談を推進するための「内部通報窓口」を設置し、未然防止および事実の早期把握と牽制機能を確保する。

６．その他、顧問弁護士、監査法人および外部専門家等の助言を参考に、コンプライアンス体制の確立に取り組む。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

１．取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令および文書管理規程に基づき、定められた期間保存する。

２．取締役および監査役は、子会社を含めそれらの文書を随時閲覧できるものとする。

③　当社および子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

１．当社および子会社の事業活動上の重大な事態が発生した場合には、コンプライアンス規程、安全衛生規程、および衛生管理規程等に基づき、関係委員会の開催および対策本部の設置等により、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を取るものとする。

２．必要に応じ顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け、法的リスクの軽減に努める。

④　当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

１．当社の取締役会を毎月開催し、取締役会規程により定められた事項およびその付議事項は、すべて当社の取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行う。また、子会社においても、必要に応じて子会社の取締役会を開催するものとする。

２．取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性および効率性の監督等を行う。

３．日常の職務執行については、職務権限規程および業務分掌規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を維持する。

４．経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、執行役員制度を導入するとともに、常勤取締役および部室長、ならびに子会社の代表取締役が出席する「経営会議」を原則として隔週１回程度開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から確認、報告することにより意思決定の迅速化を図る。

⑤　当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

１．当社および子会社のそれぞれが自立的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本とし、そのうえでＪＢイレブングループ共通の規程に基づき適切な管理を行う。

２．当社の取締役または執行役員は、子会社の取締役を兼務し、子会社の運営を監視・監督する。また、当社の監査役は、適宜子会社の監督を行い、子会社の業務の適正を確保する体制を整備する。
３．子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役に報告を行う。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の当社および子会社の取締役からの独立性に関する事項
１．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を配置することができる。
２．監査役の職務を補助すべき使用人に関する評価は、監査役会によるものとし、その異動、選任については、監査役会の同意を要する。
３．監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、監査役または監査役会に帰属するものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦　当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
１．監査役は、取締役会およびその他の重要な会議に参画し、報告を求めることができる。また、監査役が必要と判断する会議の議事録について、閲覧することができる。
２．当社および子会社の取締役および使用人は、当社および子会社に重大な法令・定款違反および会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合は、速やかにその事実を監査役に報告する。
３．監査役は、その職務執行上必要と判断した事項について、当社および子会社の取締役および使用人に報告を求めることができる。
４．当社は、当社および子会社の監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
１．監査役は、代表取締役と定期的または必要に応じて面談し、経営方針、その他必要事項および監査上の重要な課題等について意見交換する。

２．監査役は、会計監査人および内部監査室との連携を図るため、随時会合を持つ。
３．監査役は、必要に応じて顧問弁護士等の意見と助言を求めることができる。
４．当社は、監査役から所要の費用の請求を受けた時は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

⑨　財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備する。

⑩　反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社および子会社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「倫理綱領」に定め、基本方針とする。また、必要に応じて警察や顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携を取る。

⑵ 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当社および子会社における業務の適性を確保する体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

①　内部統制システム基本方針の改定内容の周知

当社は、平成27年５月13日ならびに平成28年２月10日の当社取締役会の決議により内部統制システム基本方針の内容を一部改定しました。当該変更の後にその趣旨、内容等につきまして当社および子会社に説明を行い、当該内部統制システム基本方針の周知を図り、対応を指示しました。

②　コンプライアンス

企業倫理、コンプライアンスの一層の強化を図るため、「コンプライアンス委員会」を設置し、通常３か月に１回、代表取締役社長を委員長として当該委員会を開催しています。また、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を整備し、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努めています。

③　監査役の職務の執行について

当社の監査役は、監査役会を月１回定期的に開催し、情報交換を行い、取締役会やその他重要な会議への出席し、また内部監査室および会計監査人と連携して業務監査を実施しました。

④　内部監査の実施について

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施しました。

当社は、業務の適正を確保するための体制については、定期的な見直しによって改善を図り、より効果的な体制構築に努めています。

６．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つと認識しており、今後の事業展開および財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に裏打ちされた安定配当の維持継続を基本方針としています。

上記方針に基づき当期は、期末配当金を１株につき５円とさせていただきます。これにより通期の配当は、前期と同額の年間配当金１株当たり５円（中間配当０円、期末配当５円）となりました。

また、次期の配当についても、当期と同様に年間配当金１株当たり５円（中間配当０円、期末配当５円）とさせていただく予定です。

なお、剰余金の配当等については、平成27年６月29日開催の第34期定時株主総会において、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に規定しています。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**1,003,372**	**流動負債**	**1,487,953**
現金及び預金	528,166	買掛金	235,162
売掛金	10,959	１年内返済予定の長期借入金	760,855
預入金	107,624	リース債務	14,201
店舗食材	15,419	未払金	48,822
原材料	12,982	未払費用	242,744
仕込品	33,582	未払法人税等	74,886
貯蔵品	5,606	未払消費税等	33,059
前払費用	55,962	預り金	26,978
未収入金	201,739	前受収益	6,704
繰延税金資産	25,983	賞与引当金	29,613
その他	10,556	その他	14,924
貸倒引当金	△5,211	**固定負債**	**1,684,197**
固定資産	**3,318,920**	長期借入金	1,524,530
有形固定資産	**2,376,859**	リース債務	3,617
建物	1,553,987	退職給付に係る負債	30,133
構築物	92,426	資産除去債務	107,303
機械及び装置	19,912	その他	18,613
車両運搬具	0	**負債合計**	**3,172,151**
工具、器具及び備品	108,070	**純資産の部**	
土地	587,734	**株主資本**	**1,125,582**
リース資産	6,883	**資本金**	**661,579**
建設仮勘定	7,843	**資本剰余金**	**380,637**
無形固定資産	**21,784**	**利益剰余金**	**83,772**
ソフトウェア	794	**自己株式**	**△407**
リース資産	15,301	**その他の包括利益累計額**	**24,066**
電話加入権	5,688	その他有価証券評価差額金	24,066
投資その他の資産	**920,276**	**新株予約権**	**491**
投資有価証券	206,089	**純資産合計**	**1,150,141**
出資金	30		
長期前払費用	69,542		
差入保証金	547,102		
繰延税金資産	4,996		
その他	100,016		
貸倒引当金	△7,500		
資産合計	**4,322,293**	**負債純資産合計**	**4,322,293**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		6,654,952
売上原価		1,909,136
売上総利益		4,745,815
販売費及び一般管理費		4,550,416
営業利益		195,399
営業外収益		
受取利息	444	
受取配当金	2,468	
賃貸不動産収入	22,273	
その他	15,401	40,588
営業外費用		
支払利息	20,821	
賃貸不動産費用	21,120	
貸倒引当金繰入額	7,500	
その他	4,997	54,438
経常利益		181,548
特別損失		
固定資産除却損	9,791	
減損損失	84,076	93,868
税金等調整前当期純利益		87,680
法人税、住民税及び事業税	78,783	
法人税等調整額	△33,506	45,277
当期純利益		42,403
親会社株主に帰属する当期純利益		42,403

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	661,579	380,637	58,905	△357	1,100,765
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△17,536		△17,536
親会社株主に帰属する当期純利益			42,403		42,403
自己株式の取得				△49	△49
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	―	―	24,867	△49	24,817
当連結会計年度末残高	661,579	380,637	83,772	△407	1,125,582

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	18,591	18,591	595	1,119,952
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△17,536
親会社株主に帰属する当期純利益				42,403
自己株式の取得				△49
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	5,475	5,475	△103	5,371
当連結会計年度変動額合計	5,475	5,475	△103	30,188
当連結会計年度末残高	24,066	24,066	491	1,150,141

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

１．連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数	２社
連結子会社の名称	ＪＢレストラン株式会社
	桶狭間フーズ株式会社

２．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの	連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

② たな卸資産

店舗食材	最終仕入原価法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
原材料	最終仕入原価法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
仕込品	最終仕入原価法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

建物（附属設備は除く）

定額法（ただし、平成10年３月31日以前に取得した建物（附属設備を除く）については定率法）によっております。

機械及び装置

定額法によっております。

建物、機械及び装置以外

定率法によっております。

主な耐用年数

建物　15年～31年

工具、器具及び備品　６年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用　効果の及ぶ期間にわたり均等償却しております。

⑤ 賃貸不動産　法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

建物（附属設備は除く）

定額法によっております。

建物以外

定率法によっております。

主な耐用年数

建物　15年～31年

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債および退職給付費用の計算は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から

適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しています。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しています。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っています。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）、連結会計基準第44－５項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しています。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

連結貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	108,014千円
土地	426,493千円
投資有価証券	200,400千円
計	734,907千円

(2) 担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	506,289千円
長期借入金	1,103,839千円
計	1,610,128千円

２．有形固定資産の減価償却累計額　2,868,665千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　3,508,200株

２．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年６月29日 定時株主総会	普通株式	17,536	５円	平成27年３月31日	平成27年６月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年５月10日 取 締 役 会	普通株式	利益剰余金	17,536	５円	平成28年３月31日	平成28年６月10日

３．当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　7,800株

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金調達については短期長期の銀行借入及び社債による調達をしております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である預入金は、取引先企業とのテナント契約に基づく売上金の預入れであり、また債権回収につきましても、契約に基づく回収日に債権管理を行っております。なお、回収遅延時は、各担当取締役へ報告され、早期回収の取組が行われます。取引先の信用状況につきましては、情報媒体の利用により常に財務状況を掌握し、回収懸念の早期把握に努めております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式への出資であり、市場価格の変動リスクに晒されますが、経理部にて定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。差入保証金は、取引先との店舗賃借契約に基づく保証金であり、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに随時、営業部による情報収集に努めております。営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが１か月以内の支払期日でありリスクは低いと判断しております。借入金のうち、短期借入金は運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。借入金の一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されていますが、月次に資金繰り計画の作成・更新をする管理をしており、四半期ごとに取締役会に報告されております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価および差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	528,166	528,166	－
(2) 預入金	107,624	107,624	－
(3) 投資有価証券	206,089	206,089	－
(4) 差入保証金	547,102	549,319	2,217
資産　計	1,388,982	1,391,199	2,217
(1) 買掛金	235,162	235,162	－
(2) 未払金	48,822	48,822	－
(3) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）	2,285,385	2,286,544	1,159
(4) リース債務	17,818	17,782	△36
負債　計	2,587,188	2,588,311	1,122

（注）１．金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 預入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標で割り引いて算出する方法によっております。

負債

(1) 買掛金及び(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）、(4) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

対象となる金融商品は、ありません。

３．金銭債権の連結決算日後の償還予定日

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10 年 超
現金及び預金	528,166	－	－	－
預入金	107,624	－	－	－
合計	635,790	－	－	－

４．社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内
長期借入金	760,855	656,070	475,964	301,648	90,848
リース債務	14,201	3,617	－	－	－
合計	775,056	659,687	475,964	301,648	90,848

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　327円79銭

２．１株当たり当期純利益　12円９銭

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**823,305**	**流動負債**	**1,351,375**
現金及び預金	428,058	１年内返済予定の長期借入金	760,855
売掛金	8,079	リース債務	14,201
預入金	107,624	未払金	222,357
貯蔵品	340	未払費用	240,796
前払費用	55,962	未払法人税等	67,230
未収入金	210,057	預り金	21,921
繰延税金資産	7,836	前受収益	6,704
その他	10,556	賞与引当金	3,016
貸倒引当金	△5,211	その他	14,293
固定資産	**3,353,076**	**固定負債**	**1,684,197**
有形固定資産	**2,376,859**	長期借入金	1,524,530
建物	1,553,987	リース債務	3,617
構築物	92,426	退職給付引当金	30,133
機械及び装置	19,912	資産除去債務	107,303
車両運搬具	0	その他	18,613
工具、器具及び備品	108,070	**負債合計**	**3,035,573**
土地	587,734	**純資産の部**	
リース資産	6,883	**株主資本**	**1,116,249**
建設仮勘定	7,843	**資本金**	**661,579**
無形固定資産	**21,784**	**資本剰余金**	**380,637**
ソフトウェア	794	資本準備金	380,637
リース資産	15,301	**利益剰余金**	**74,439**
電話加入権	5,688	その他利益剰余金	74,439
投資その他の資産	**954,432**	繰越利益剰余金	74,439
投資有価証券	206,089	**自己株式**	**△407**
関係会社株式	34,155	**評価・換算差額等**	**24,066**
出資金	30	その他有価証券評価差額金	24,066
長期前払費用	69,542	**新株予約権**	**491**
差入保証金	547,102	**純資産合計**	**1,140,808**
繰延税金資産	4,996		
その他	100,016		
貸倒引当金	△7,500		
資産合計	**4,176,382**	**負債純資産合計**	**4,176,382**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**1,649,055**
売上総利益		**1,649,055**
販売費及び一般管理費		1,448,487
営業利益		**200,568**
営業外収益		
受取利息	289	
受取配当金	2,468	
賃貸不動産収入	22,273	
その他	8,013	33,045
営業外費用		
支払利息	20,821	
賃貸不動産費用	21,120	
貸倒引当金繰入額	7,500	
その他	4,453	53,895
経常利益		**179,718**
特別損失		
固定資産除却損	9,791	
減損損失	84,076	93,868
税引前当期純利益		**85,850**
法人税、住民税及び事業税	67,485	
法人税等調整額	△25,269	42,215
当期純利益		**43,634**

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	661,579	380,637	380,637	48,341	48,341
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△17,536	△17,536
当期純利益				43,634	43,634
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	－	－	－	26,097	26,097
当期末残高	661,579	380,637	380,637	74,439	74,439

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△357	1,090,201	18,591	595	1,109,388
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△17,536			△17,536
当期純利益		43,634			43,634
自己株式の取得	△49	△49			△49
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			5,475	△103	5,371
事業年度中の変動額合計	△49	26,048	5,475	△103	31,419
当期末残高	△407	1,116,249	24,066	491	1,140,808

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式　　移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの　　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

２．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）　　法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

建物（附属設備は除く）

定額法（ただし、平成10年３月31日以前に取得した建物（附属設備を除く）については定率法）によっております。

機械及び装置

定額法によっております。

建物、機械及び装置以外

定率法によっております。

主な耐用年数

建物	15年～31年
工具、器具及び備品	６年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用　　効果の及ぶ期間にわたり均等償却しております。

(5) 賃貸不動産　　法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

建物（附属設備は除く）

定額法によっております。

建物以外

定率法によっております。

主な耐用年数

建物	15年～31年

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

5．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1．関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	111,081千円
短期金銭債務	190,426千円

2．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	108,014千円
土地	426,493千円
投資有価証券	200,400千円
計	734,907千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	506,289千円
長期借入金	1,103,839千円
計	1,610,128千円

3．有形固定資産の減価償却累計額　2,868,665千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,649,055千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	906株	52株	－株	958株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加52株は、単元未満株式の買取によるものです。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳　　（単位：千円）

（繰延税金資産）	
賞与引当金	925
未払費用	4,485
未払事業税	4,172
退職給付引当金	9,190
減損損失	39,593
資産除去債務	32,727
その他	5,489
小計	96,584
評価性引当額	△58,491
繰延税金資産合計	38,093
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	△10,561
資産除去債務（資産）	△14,699
繰延税金負債合計	△25,261
繰延税金資産負債の純額	12,832

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、厨房機器の一部については、所有権移転外ファイナンスリース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

１．役員及び個人主要株主等

種類	氏名	資本金又は出資金（千円）	関連当事者との関係	議決権等の所有（被所有）割合(%)	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	新美 司	－	当社代表取締役社長	被所有（直接）15.4	店舗賃貸借契約に対する被連帯保証（注）2	16,920	－	－

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 一般取引条件を参考に決定しております。

(2) 当社の店舗賃貸借契約に対する保証であります。なお、取引金額は、当事業年度における年間取引高を記載しております。

(3) 当社は当該被保証に対して、保証料の支払い及び担保の提供は行っておりません。

２．子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金（千円）	関連当事者との関係	議決権等の所有（被所有）割合（%）	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	ＪＢレストラン株式会社	8,000	役員の兼任 当社銀行借入に対する債務被保証契約	所有（直接） 100.0	経営指導料等（注）２	493,491	未払金	190,426
					地代収入（注）３	4,440		
					賃貸収入（注）３	1,026,400		
					債権回収代行等	4,040,235		
					債務被保証（注）４	890,811	－	－
	桶狭間フーズ株式会社	8,000	役員の兼任 当社銀行借入に対する債務被保証契約	所有（直接） 100.0	経営指導料等（注）２	75,072	未収入金	111,081
					地代収入（注）３	22,200		
					賃貸収入（注）３	27,451		
					支払代行等	92,083		
					債務被保証（注）４	890,811	－	－

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
２．経営指導料は、各関連当事者の業績を勘案しながら交渉の上決定しております。
３．地代収入および賃貸収入については、近隣の地代・取引実勢を参考にして両社協議により決定しております。
４．銀行借入に対する債務保証については、期末被債務保証残高を記載しています。なお、当該債務保証に対する保証料は支払っていません。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　325円13銭
２．１株当たり当期純利益　12円44銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月10日

株式会社ＪＢイレブン
　取締役会　御中

桜橋監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　野　場　友　純　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　川　相　知　正　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社JBイレブンの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社JBイレブン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月10日

株式会社ＪＢイレブン
　取締役会　御中

桜橋監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　野　場　友　純　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　川　相　知　正　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社JBイレブンの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体

制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年５月10日

株式会社ＪＢイレブン　監査役会

常勤監査役　伊　藤　眞一郎　㊞

社外監査役　木　村　元　泰　㊞

社外監査役　岩　瀬　余止秀　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 当社は、取締役会の監督機能強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図り、企業価値を向上させることを目的として、改正会社法により創設された「監査等委員会設置会社」へ移行したく存じます。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設と監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

なお、本改正に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 意思決定の迅速化を目的として、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。

(3) 上記の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
第４条　（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．　取締役会 ２．　監査役 ３．　監査役会 ４．　会計監査人	第４条　（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．　取締役会 ２．　監査等委員会 （削除） ３．　会計監査人
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）

現行定款	変更案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第17条　（員数） 当会社の取締役は、10名以内とする。	第17条　（員数） 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
（新設）	②　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
第18条　（選任方法） （新設）	第18条　（選任方法） 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
①　（条文省略） ②　（条文省略）	②　（現行どおり） ③　（現行どおり）
第19条　（任期） 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第19条　（任期） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②　補欠または増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。	（削除）

現行定款	変更案
（新設）	③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第20条　（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第20条　（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
②　（条文省略）	②　（現行どおり）
第21条　（条文省略）	第21条　（現行どおり）
第22条　（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第22条　（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
②　取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	②　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第23条　（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	第23条　（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
②　（条文省略）	②　（現行どおり）

現行定款	変更案
（新設）	第24条　（取締役会の議事録） 取締役会における議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名を行う。
第24条　（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	第25条　（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（新設）	第26条　（取締役への重要な職務執行の決定の委任） 当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第25条～第26条　（条文省略）	第27条～第28条　（現行どおり）
第５章　監査役および監査役会	（削除）
第27条　（員数） 当会社の監査役は、４名以内とする。	（削除）

現行定款	変更案
第28条　（選任方法） 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
第29条　（任期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削除）
②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
第30条　（常勤の監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
第31条　（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。	（削除）
②　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）

現行定款	変更案
第32条　（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
第33条　（監査役会の議事録） 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。	（削除）
第34条　（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
第35条　（報酬等） 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
第36条　（監査役の責任限定契約） 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無いときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	（削除）

現行定款	変更案
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	第29条　（常勤の監査等委員） 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	第30条　（監査等委員会の招集通知） 監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新設）	②　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	第31条　（監査等委員会の決議方法） 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新設）	第32条　（監査等委員会の議事録） 監査等委員会における議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員は、これに記名押印または電子署名を行う。

現行定款	変更案
（新設）	第33条　（監査等委員会規程） 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　計　　算	第６章　計　　算
第37条～第40条　（条文省略）	第34条～第37条　（現行どおり）

第２号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）６名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（７名）が任期満了となります。

当社は本総会の第１号議案を承認いただきますと監査等委員会設置会社に移行します。このため、監査等委員である取締役を含めた取締役の員数を適正にすべく、取締役（監査等委員であるものを除く。）を１名減員し、６名の選任をお願いするものであります。

本議案は第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	新美　司（にいみ　つかさ） （昭和38年12月20日生）	昭和61年８月　当社取締役（非常勤） 昭和62年９月　当社常務取締役 平成３年８月　当社代表取締役専務 平成６年７月　当社代表取締役社長（現任） 平成22年６月　元気寿司株式会社取締役	541,800株
2	永江修哉（ながえ　しゅうや） （昭和30年７月３日生）	平成21年３月　当社入社 平成21年５月　店舗開発部長 平成22年１月　執行役員店舗開発部長 平成22年９月　取締役営業第一部・営業第二部・店舗開発部担当　店舗開発部長 平成23年９月　常務取締役店舗開発部担当　店舗開発部長 平成24年１月　常務取締役店舗開発部・人事部担当　店舗開発部長 平成25年11月　常務取締役店舗開発部・人事部担当（現任）	14,000株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	伊藤（い とう）真一（しん いち） （昭和49年６月26日生）	平成９年４月　当社入社 平成22年４月　営業第一部長 平成22年７月　執行役員営業第一部長 平成23年９月　取締役営業第一部・営業第二部担当　営業第一部長 平成23年12月　取締役営業第一部・営業第二部・トレーニング部・品質推進部・商品開発部担当　商品開発部長 平成25年４月　取締役営業第一部・営業第二部・営業推進部・製造外販部・商品部担当　商品部長 平成26年10月　取締役商品部担当　商品部長 桶狭間フーズ株式会社代表取締役社長 平成27年８月　取締役総務部・経理部・経営管理部担当　総務部長（現任） 桶狭間フーズ株式会社取締役（現任） 平成28年２月　ＪＢレストラン株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） ＪＢレストラン株式会社取締役 桶狭間フーズ株式会社取締役	9,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	亀岡（かめおか）　巧（さとし） （昭和47年10月７日生）	平成７年４月　当社入社 平成15年９月　取締役商品部長 平成16年６月　取締役商品部長兼第３事業部長 平成16年10月　取締役業態開発部長 平成17年５月　取締役商品部長 平成19年３月　取締役総務部長 平成21年５月　取締役品質推進部・商品開発部担当　商品開発部長 平成23年５月　取締役人事部・総務部担当　人事部長兼総務部長 平成23年９月　取締役人事部・総務部・経理部担当　総務部長 平成24年１月　取締役総務部・経理部・経営推進室担当　総務部長 平成24年４月　取締役総務部・経理部担当　総務部長 平成26年４月　取締役総務部・経理部・経営管理部担当　総務部長 平成26年10月　ＪＢレストラン株式会社取締役 桶狭間フーズ株式会社取締役 平成27年８月　取締役商品部担当　商品部長 桶狭間フーズ株式会社代表取締役社長 平成28年２月　取締役商品部担当（現任）	26,336株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	福島寿雄（ふくしまひさお） （昭和55年８月23日生）	平成20年７月　当社入社 平成25年７月　営業第一部長 平成26年４月　執行役員営業第一部長 平成26年６月　執行役員営業第一部・営業第二部・営業推進部担当 営業推進部長 平成26年10月　執行役員営業推進部担当 営業推進部長 ＪＢレストラン株式会社代表取締役社長（現任） 平成27年６月　取締役営業推進部担当　営業推進部長（現任） （重要な兼職の状況） ＪＢレストラン株式会社代表取締役社長	1,100株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	椋本充士（むくもとあつし） (昭和36年11月30日生)	平成２年５月　株式会社グルメ杵屋入社 平成10年６月　元気寿司株式会社取締役 平成13年６月　株式会社グルメ杵屋取締役 平成17年６月　同社常務取締役 平成18年４月　ともえ商事株式会社代表取締役社長 平成20年９月　当社取締役（現任） 平成22年４月　株式会社グルメ杵屋代表取締役社長（現任） 平成22年６月　株式会社エイエイエスケータリング取締役 平成22年12月　社会福祉法人ジー・ケー社会貢献会理事長（現任） 平成25年６月　株式会社エイエイエスケータリング取締役会長（現任） 平成25年６月　大阪木津市場株式会社取締役（現任） 平成26年５月　カッパ・クリエイトホールディングス株式会社取締役 平成27年６月　株式会社神明ホールディング取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社グルメ杵屋代表取締役社長 社会福祉法人ジー・ケー社会貢献会理事長 株式会社エイエイエスケータリング取締役会長 大阪木津市場株式会社取締役 株式会社神明ホールディング取締役	345,600株

（注）１．各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．椋本充士氏は、社外取締役候補者であります。

３．椋本充士氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって７年９か月であります。

４．社外取締役候補者の選任理由について

椋本充士氏は、株式会社グルメ杵屋の代表取締役社長の経験等、会社経営の専門家としての豊富な経歴とその経歴を通じて培った見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役候補者とするものであります。

５．椋本充士氏と当社の間で会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任されますと当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、本総会の第１号議案を承認いただきますと監査等委員会設置会社に移行しますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

また、移行に伴い本総会終結の時をもって、監査役全員が退任となります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	伊藤眞一郎（いとうしんいちろう） （昭和21年２月27日生）	平成10年９月　当社入社 平成12年９月　当社取締役 平成17年１月　当社常務取締役 平成20年７月　当社専務取締役 平成23年９月　当社専務取締役退任 平成23年９月　当社顧問 平成24年６月　当社顧問退任 平成26年６月　当社常勤監査役（現任）	2,100株
2	木村元泰（きむらもとやす） （昭和53年12月18日生）	平成15年10月　中央青山監査法人入所 平成19年６月　公認会計士登録 平成19年７月　あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 平成21年７月　木村元泰会計事務所設立（現在に至る） 平成21年７月　税理士登録 平成21年９月　当社監査役（現任） 平成28年５月　富士精工株式会社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士、税理士 木村元泰会計事務所代表 富士精工株式会社監査役	2,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	岩瀬 余止秀（いわせ よしひで） （昭和26年３月29日生）	昭和56年11月　株式会社グルメ（昭和61年９月両国食品株式会社と合併、株式会社グルメ杵屋に社名変更）入社 平成９年４月　同社人事部長 平成13年５月　株式会社やまよしフーズ代表取締役社長 平成13年９月　株式会社スカイフーズ（現株式会社アサヒケータリング）監査役 平成15年８月　株式会社エイエイエスケータリング監査役 平成21年２月　日本食糧卸株式会社取締役 平成21年４月　株式会社グルメ杵屋衛生管理部長 平成23年６月　同社常勤監査役（現任） 平成23年６月　元気寿司株式会社監査役 平成23年９月　当社監査役（現任） 平成24年６月　株式会社エイエイエスケータリング監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社グルメ杵屋常勤監査役 株式会社エイエイエスケータリング監査役	2,000株

（注）１．各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．木村元泰氏および岩瀬余止秀氏は、社外取締役候補者であります。

３．伊藤眞一郎氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、当社の事業内容等に精通していることに加え、飲食業に関する知識と企業活動に関する豊富な見識を有していることから、職務を適切に遂行することができると判断したためであります。

４．木村元泰氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくためであり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

５．岩瀬余止秀氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者・監査役としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただけることを期待したためであります。

６．伊藤眞一郎氏、木村元泰氏および岩瀬余止秀氏と当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏

が取締役に就任されますと当該契約と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件

当社は本総会の第１号議案を承認いただきますと監査等委員会設置会社に移行しますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役２名の選任をお願いするものであります。

中島秀一氏は伊藤眞一郎氏の補欠、花井勉氏は木村元泰氏および岩瀬余止秀氏の補欠としての候補者であります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	なかじましゅういち 中島秀一 （昭和52年８月16日生）	平成20年７月　当社入社 平成23年10月　人事部長 平成24年４月　営業第二部長 平成26年１月　内部監査室長（現任）	－
2	はないつとむ 花井勉 （昭和34年４月10日生）	昭和58年４月　大和證券株式会社入社 平成８年４月　中小企業診断士登録 平成10年４月　有限会社プロップ設立代表取締役 平成12年12月　ＪＲＣＡ品質マネジメントシステム主任審査員登録 平成21年12月　株式会社プロップ代表取締役(現任)	－

（注）１．各補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．花井勉氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

３．花井勉氏は、経営コンサルタントおよび中小企業診断士として培われた見識を、当社の経営監視体制強化に活かしていただくため、補欠の社外取締役候補者とするものであります。

４．花井勉氏が社外取締役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。

第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成８年８月30日開催の第15期定時株主総会において、「年額200百万円（ただし、使用人分給与は含まない。）」と決議いただき、今日に至っております。第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情も勘案し、新たに監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）とすること、および各取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきお諮りするものであります。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

現在の取締役は７名（うち社外取締役２名）でありますが、第１号議案「定款一部変更の件」および第２号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）６名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は６名（うち社外取締役１名）となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額20百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきお諮りするものであります。

第１号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は３名（うち社外取締役２名）となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：日本ガイシフォーラム２階レセプションホール
名古屋市南区東又兵ヱ町五丁目１番地の16
TEL 052-614-3131



交通　●ＪＲ東海道線「笠寺駅」下車、連絡橋で徒歩３分
（ＪＲ名古屋駅から東海道線上りの普通電車にて約10分で笠寺駅です。
なお、快速電車等は笠寺駅に停車しませんのでご注意ください。）
●名古屋市バス基幹１　栄→笠寺駅「笠寺駅」下車、連絡橋で徒歩３分

＊　有料駐車場は、満車のため利用できないことがありますので、公共交通機関のご利用をお願いいたします。